

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年1月18日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	N E X T F U N D S 野村企業価値分配指数連動型上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	15兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2020年7月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）に関係情報の更新ならびに記載事項の一部に訂正事項があります。また、上場投資信託（ETF）の設定・交換の決済に係る清算制度に対応するため、および投資家の利便性向上の観点から、設定・交換に関する約款変更による記載事項の変更がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（４）発行（売出）価格

<訂正前>

取得申込受付日の基準価額[※]とします。

なお、取得申込受付日の前営業日（「取得申込日」といいます。）の午後4時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額[※]とします。

なお、取得申込受付日の午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、午後2時とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（６）申込単位

<訂正前>

1ユニット[※]以上1ユニット単位

※ 「ユニット」とは、対象株価指数に連動すると委託会社が想定する、1単位の現物株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数は、4万口の整数倍とし、取得申込受付日に委託会社が定めます。

受益権の取得（追加設定）は、原則として、委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。

取得申込日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを販売会社に提示します。

<訂正後>

1ユニット[※]以上1ユニット単位

※ 「ユニット」とは、対象株価指数に連動すると委託会社が想定する、1単位の現物株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数は、4万口の整数倍とし、取得申込受付日に委託会社が定めます。

受益権の取得（追加設定）は、原則として、委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。

取得申込受付日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを販売会社に提示します。

（9）払込期日

<訂正前>

投資者は、指定株式ポートフォリオを取得申込日から起算して3営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします^(※)。

なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、投資者は、その差額に相当する金額を取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。

また、投資者は、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する株式等は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に移管されます。（株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。）

(※) 投資者が、指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、投資者は、指定株式ポートフォリオにおける当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて、取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。

<訂正後>

投資者は、指定株式ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします^(※)。

なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、投資者は、その差額に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

また、投資者は、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

※販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する株式等は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日

に、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に移管されます。（株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。）ただし、販売会社が、指定株式ポートフォリオ等の受渡しまたは支払いの債務の負担を金融商品取引清算機関^{*}（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合には、上記の手続きは清算機関の定めに従って清算機関を介して行なわれます。

*金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

- (※) 投資者が、指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、投資者は、指定株式ポートフォリオにおける当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて、取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1 ファンドの性格****（3）ファンドの仕組み****<更新後>****■委託会社の概況(2020年11月末現在)■****・名称**

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

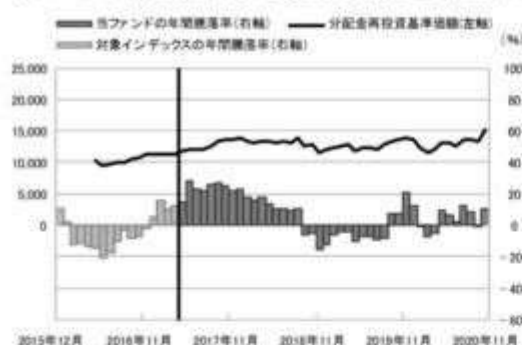
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

3 投資リスク**<更新後>**

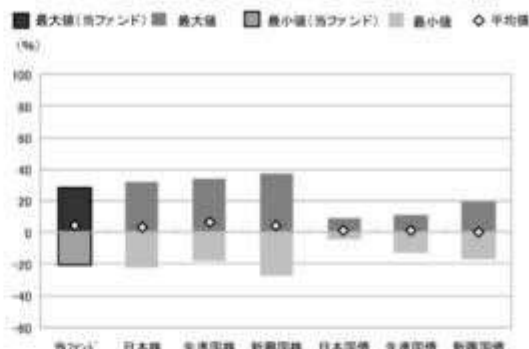
リスクの定量的比較

(2015年12月末～2020年11月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	27.9	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値(%)	△ 20.3	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	3.9	3.7	6.0	4.2	1.5	0.8	0.8

- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本(1口あたり)を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※年間騰落率は、2015年12月から2020年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2017年4月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2015年12月から2020年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- ※決算日に対応した数値とは異なります。
- ※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに關し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income L.LCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income L.LCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income L.LCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLO」と呼びます)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての奨励、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLOはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPML JP Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income L.LC 他)

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

- 1.信託財産の純資産総額に年0.253%(税抜年0.23%)以内で委託会社が定める率（2021年1月18日現在、年0.253%(税抜年0.23%)）（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<受託会社>
年0.18%	年0.05%

※上記配分は、2021年1月18日現在の信託報酬率における配分です。

- 2.株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) その他の手数料等

<更新後>

- ①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託者が負担します。

◆対象株価指数に係る商標使用料（2021年1月18日現在）

ファンドの純資産総額に対し、年0.066%（税抜年0.06%）を乗じて得た額とします。

◆ファンドの上場に係る費用（2021年1月18日現在）

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

- ②ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- ③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）課税上の取扱い

＜更新後＞

①個人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

●収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

●償還時

償還時の差益(譲渡益)[※]については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

※償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

●収益分配金の受取り時

収益分配金の益金不算入の対象となります。

益金不算入の限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

●償還時

法人の投資家については、償還時における税法上の元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年11月末現在）が変更になる場合があります。

5 運用状況

以下は2020年11月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	8,523,416,260	98.30
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	146,919,236	1.69
合計（純資産総額）		8,670,335,496	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	145,706,500	1.68

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	キーエンス	電気機器	4,800	49,860.00	239,328,000	53,290.00	255,792,000	2.95
2	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	34,400	6,897.00	237,256,800	6,999.00	240,765,600	2.77
3	日本	株式	任天堂	その他製品	3,300	57,220.00	188,826,000	59,260.00	195,558,000	2.25
4	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	77,700	2,204.50	171,289,650	2,465.00	191,530,500	2.20
5	日本	株式	第一三共	医薬品	50,000	2,745.00	137,250,000	3,694.00	184,700,000	2.13
6	日本	株式	信越化学工業	化学	10,600	14,290.00	151,474,000	17,135.00	181,631,000	2.09
7	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4,800	29,315.00	140,712,000	35,470.00	170,256,000	1.96
8	日本	株式	日本電産	電気機器	12,400	10,240.00	126,976,000	13,305.00	164,982,000	1.90
9	日本	株式	ダイキン工業	機械	6,900	19,615.00	135,343,500	23,665.00	163,288,500	1.88
10	日本	株式	HOYA	精密機器	11,300	12,370.00	139,781,000	13,910.00	157,183,000	1.81
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	35,700	4,345.00	155,116,500	4,400.00	157,080,000	1.81
12	日本	株式	村田製作所	電気機器	16,400	7,268.00	119,195,200	9,129.00	149,715,600	1.72
13	日本	株式	ファナック	電気機器	5,900	20,835.00	122,926,500	25,365.00	149,653,500	1.72
14	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	39,000	3,541.00	138,099,000	3,745.00	146,055,000	1.68
15	日本	株式	KDDI	情報・通信業	47,300	2,725.00	128,892,500	2,982.50	141,072,250	1.62
16	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	34,300	3,885.00	133,255,500	3,873.00	132,843,900	1.53
17	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	45,700	2,565.00	117,220,500	2,871.50	131,227,550	1.51
18	日本	株式	SMC	機械	1,800	57,870.00	104,166,000	66,320.00	119,376,000	1.37
19	日本	株式	花王	化学	14,100	7,754.00	109,331,400	7,808.00	110,092,800	1.26
20	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	38,400	2,602.50	99,936,000	2,758.50	105,926,400	1.22
21	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	5,600	14,900.00	83,440,000	17,765.00	99,484,000	1.14
22	日本	株式	三菱商事	卸売業	37,900	2,471.00	93,650,900	2,433.00	92,210,700	1.06
23	日本	株式	中外製薬	医薬品	18,200	4,353.00	79,224,600	5,044.00	91,800,800	1.05
24	日本	株式	エムスリー	サービス業	9,400	7,240.00	68,056,000	9,622.00	90,446,800	1.04
25	日本	株式	資生堂	化学	11,300	6,865.00	77,574,500	7,360.00	83,168,000	0.95
26	日本	株式	三菱電機	電気機器	53,100	1,361.50	72,295,650	1,533.50	81,428,850	0.93
27	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	52,900	1,486.50	78,635,850	1,483.50	78,477,150	0.90
28	日本	株式	オリンパス	精密機器	32,200	2,064.00	66,460,800	2,256.50	72,659,300	0.83
29	日本	株式	パナソニック	電気機器	64,500	877.00	56,566,500	1,112.50	71,756,250	0.82
30	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	21,100	3,540.00	74,694,000	3,313.00	69,904,300	0.80

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	1.94
		食料品	3.55
		繊維製品	0.42
		化学	9.21

	医薬品	8.41
	石油・石炭製品	0.53
	ゴム製品	0.87
	ガラス・土石製品	0.95
	鉄鋼	0.20
	非鉄金属	0.38
	金属製品	0.29
	機械	7.21
	電気機器	18.61
	輸送用機器	7.63
	精密機器	4.11
	その他製品	3.32
	電気・ガス業	0.46
	陸運業	2.80
	空運業	0.48
	情報・通信業	8.85
	卸売業	3.81
	小売業	5.14
	銀行業	0.26
	証券、商品先物取引業	0.22
	その他金融業	0.93
	不動産業	1.16
	サービス業	6.41
合 計		98.30

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	ミニTOPIX先物(2020年12月限)	買建	83	日本円	134,833,500	145,706,500	1.68

（３）運用実績

①純資産の推移

2020年11月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間	(2016年10月20日)	9,376	9,449	13,060.0000	13,162.0000	13,040
第2計算期間	(2017年 4月20日)	7,257	7,332	13,878.0000	14,020.0000	—
第3計算期間	(2017年10月20日)	8,532	8,601	16,315.0000	16,448.0000	—
第4計算期間	(2018年 4月20日)	8,592	8,671	16,430.0000	16,581.0000	—
第5計算期間	(2018年10月20日)	7,655	7,729	15,832.0000	15,984.0000	15,720
第6計算期間	(2019年 4月20日)	7,492	7,575	15,494.0000	15,666.0000	15,430
第7計算期間	(2019年10月20日)	7,581	7,653	15,679.0000	15,828.0000	—
第8計算期間	(2020年 4月20日)	6,289	6,360	14,145.0000	14,306.0000	14,200
第9計算期間	(2020年10月20日)	7,890	7,944	16,256.0000	16,366.0000	—
	2019年11月末日	7,936	—	16,412.0000	—	—
	12月末日	8,046	—	16,641.0000	—	—
	2020年 1月末日	7,907	—	16,352.0000	—	16,450
	2月末日	7,150	—	14,787.0000	—	14,750
	3月末日	6,213	—	13,974.0000	—	13,950
	4月末日	6,403	—	14,401.0000	—	14,480
	5月末日	6,875	—	15,464.0000	—	—
	6月末日	6,307	—	15,557.0000	—	15,630
	7月末日	6,079	—	14,993.0000	—	15,150
	8月末日	6,522	—	16,087.0000	—	16,260
	9月末日	7,282	—	16,349.0000	—	16,450
	10月末日	7,646	—	15,753.0000	—	15,780
	11月末日	8,670	—	17,862.0000	—	17,890

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

②分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2016年 5月18日～2016年10月20日	102.0000円
第2計算期間	2016年10月21日～2017年 4月20日	142.0000円
第3計算期間	2017年 4月21日～2017年10月20日	133.0000円
第4計算期間	2017年10月21日～2018年 4月20日	151.0000円
第5計算期間	2018年 4月21日～2018年10月20日	152.0000円
第6計算期間	2018年10月21日～2019年 4月20日	172.0000円
第7計算期間	2019年 4月21日～2019年10月20日	149.0000円
第8計算期間	2019年10月21日～2020年 4月20日	161.0000円
第9計算期間	2020年 4月21日～2020年10月20日	110.0000円

③収益率の推移

	計算期間	収益率
第1計算期間	2016年 5月18日～2016年10月20日	2.4%
第2計算期間	2016年10月21日～2017年 4月20日	7.4%
第3計算期間	2017年 4月21日～2017年10月20日	18.5%
第4計算期間	2017年10月21日～2018年 4月20日	1.6%
第5計算期間	2018年 4月21日～2018年10月20日	△2.7%
第6計算期間	2018年10月21日～2019年 4月20日	△1.0%
第7計算期間	2019年 4月21日～2019年10月20日	2.2%
第8計算期間	2019年10月21日～2020年 4月20日	△8.8%
第9計算期間	2020年 4月21日～2020年10月20日	15.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年 5月18日～2016年10月20日	717,923	—	717,923
第2計算期間	2016年10月21日～2017年 4月20日	—	194,936	522,987
第3計算期間	2017年 4月21日～2017年10月20日	—	—	522,987
第4計算期間	2017年10月21日～2018年 4月20日	—	—	522,987
第5計算期間	2018年 4月21日～2018年10月20日	—	39,425	483,562
第6計算期間	2018年10月21日～2019年 4月20日	—	—	483,562
第7計算期間	2019年 4月21日～2019年10月20日	—	—	483,562
第8計算期間	2019年10月21日～2020年 4月20日	—	38,941	444,621
第9計算期間	2020年 4月21日～2020年10月20日	79,963	39,166	485,418

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

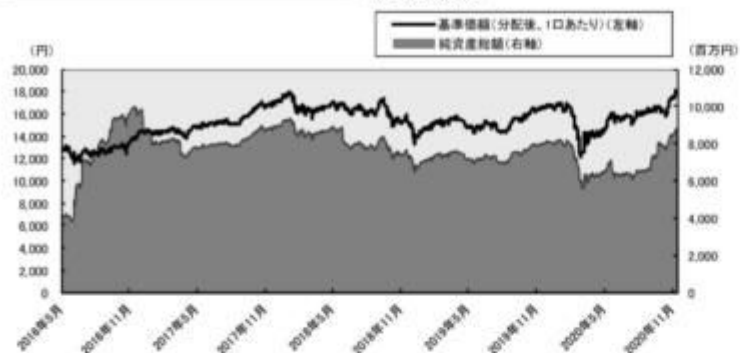
※解約口数は交換口数を表示しております。

《参考情報》

＜更新後＞

運用実績（2020年11月30日現在）**基準価額・純資産の推移**

（日次：設定来）

**分配の推移**

（1口あたり、課税前）

2020年10月	110 円
2020年4月	161 円
2019年10月	149 円
2019年4月	172 円
2018年10月	152 円
設定来累計	1,272 円

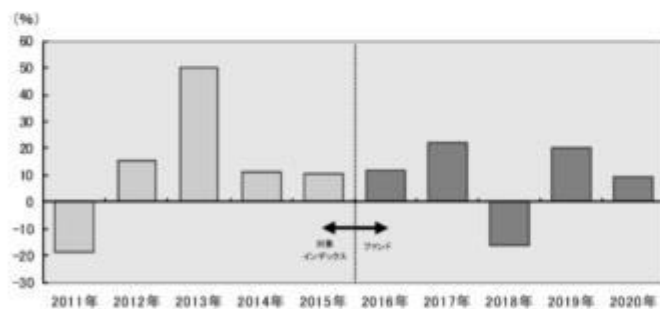
主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率 （％）
1	キーエンス	電気機器	3.0
2	トヨタ自動車	輸送用機器	2.8
3	任天堂	その他製品	2.3
4	日本電信電話	情報・通信業	2.2
5	第一三共	医薬品	2.1
6	信越化学工業	化学	2.1
7	東京エレクトロン	電気機器	2.0
8	日本電産	電気機器	1.9
9	ダイキン工業	機械	1.9
10	HOYA	精密機器	1.8

年間収益率の推移

（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2011年から2015年は対象インデックスの年間収益率。
- ・2016年は設定日（2016年5月18日）から年末までのファンドの収益率。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**1 申込（販売）手続等**

<訂正前>

- ・申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受付については、取得申込受付日の前営業日（「取得申込日」といいます。）の午後4時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

なお、原則として、次の各号の期日および期間（以下「申込不可日」という場合があります。）には、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、次に該当する申込不可日であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受けを行なうことができます。

- 1.対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 2.対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して6営業日以内
- 3.ファンドの決算日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内
- 4.この信託契約を解約し信託を終了することとなる場合において、信託終了日の3営業日前から起算して4営業日以内
- 5.前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1ユニット以上1ユニット単位とします。

なお、「ユニット」とは、対象株価指数に連動すると委託者が想定する、1単位の株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数^{※1}は、4万口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

※1 信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ（原則日々公表するものとします。）を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所または認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式の場合）が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めます。

- ・受益権の取得（追加設定）については、原則として、委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。
- ・取得申込日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを販売会社に提示します。
- ・取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを取得申込日から起算して3営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします^{※2}。

※2 取得申込者が、指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。)である場合には、原則として、取得申込者は、指定株式ポートフォリオにおける当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて、取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。

- ・取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。）は、取得申込を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

また、当該通知が取得申込の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。

- ・指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、取得申込者は、その差額に相当する金額を取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。

- ・受益権の販売価額は、取得申込受付日(取得申込日の翌営業日)の基準価額とします。

- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込みの受け付けを停止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

※__取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する指定株式ポートフォリオ等（株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

受託者は、追加信託にかかる指定株式ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。

委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

<訂正後>

- ・申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。
- ・取得申込みの受け付けについては、取得申込受付日の午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、午後2時とし

ます。

なお、原則として、次の各号の期日および期間（以下「申込不可日」という場合があります。）には、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、次に該当する申込不可日であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行なうことができます。

- 1.対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
- 2.対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して6営業日以内
- 3.ファンドの決算日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日）をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内
- 4.この信託契約を解約し信託を終了することとなる場合において、信託終了日の3営業日前から起算して4営業日以内
- 5.前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

- ・販売の単位は、1ユニット以上1ユニット単位とします。

なお、「ユニット」とは、対象株価指数に連動すると委託者が想定する、1単位の株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数^{※1}は、4万口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

※1 信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ（原則日々公表するものとします。）を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所または認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式の場合）が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めます。

- ・受益権の取得（追加設定）については、原則として、委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。
- ・取得申込受付日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを販売会社に提示します。
- ・取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします^{※2}。

※2 取得申込者が、指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、取得申込者は、指定株式ポートフォリオにおける当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額（当該時価総額の0.15%の額）を当該株式に代えて金銭にて、取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合には、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。）は、取得申込を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

また、当該通知が取得申込の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。

- ・指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、取得申込者は、その差額に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・受益権の販売価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

- ・金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込みの受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する指定株式ポートフォリオ等（株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下本項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、金融商品取引清算機関^{*}の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる指定株式ポートフォリオの委託者への受渡し等の債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

※金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

受託者は、追加信託にかかる指定株式ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該指定株式ポートフォリオ等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該指定株式ポートフォリオ等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2 換金（解約）手続等

<訂正前>

(a) 信託の一部解約（解約請求制）

受益者は、自己に帰属する受益権（後述の「反対者の買取請求権」に基づき受託者が買取った受益権を除きます。）について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(b) 受益権と信託財産に属する株式との交換

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換請求受付日の前営業日（「交換申込日」といいます。）までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（「交換」といいます。）を請求することができます。なお、交換申込日の午後4時までに委託者に交換の連絡をして受理されたものを、交換の申込みとして取扱います。

上記にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。

1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して7営業日以内
3. ファンドの決算日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内）
4. この信託契約を解約し信託を終了することとなる場合において、信託終了日の3営業日前から起算して4営業日以内
5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、交換請求の受付けを停止した場合には、受益者は当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとします。

- ・ 交換の単位は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの（以下

「最小交換口数」といいます。）とし、4万口とします。

なお、対象株価指数の値上がりなどにより、基準とする口数は変更されることがあります。

- ・受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって、販売会社所定の方法で行なうものとします。

- ・販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換株式の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

- ・交換の価額は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額とします。

- ・販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換請求の受付けを停止すること、およびすでに受付けた交換請求の受付けを取り消す場合があります。

また、交換請求の受付けを停止した場合には、受益者は当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

- ・交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

また、当該通知が交換の請求の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。

（交換で交付する銘柄・株数の計算）

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日（交換申込日の翌営業日）の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍（以下「単位株数」といいます。）とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

I 交換申込日の翌営業日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。

II 上記 I で求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。

III 上記 II で求めた各銘柄の株数を、単位株数の整数倍に、単位株数未満を四捨五入することにより調整します。（これを「仮交換ポートフォリオ」とします。）

IV 上記 III で求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額を計算します。

V 上記 IV で求めた仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 I で求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行ないます。

(i) 上記 III における四捨五入の結果、繰り上げた金額（「繰り上げた株数×当該銘柄の株価」をいい、以下「繰上金額」といいます。）が一番大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(ii) 新たな仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 I で求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、III における繰上金額が次に大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(iii) 上記 (ii) を繰り返します。

VI 原則として、上記 V で求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・株数が交換で交付する銘柄・株数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換株数の合計がファンドで保有する株数を超過してしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポートフォリオから当該銘柄を1単位株数分減じる等の調整を行なう場合があります。

※ 交換により交付する銘柄は、必ずしも対象株価指数を構成する全ての銘柄になる訳ではありません。また、交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象株価指数を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

（交換する受益権口数の確定）

委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって交換の請求を行ない、その請求を受けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株式の株数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とし、店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式については最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出した価格とします。）に上記「交換で交付する銘柄・株数の計算」に基づき計算された株数を乗じて得た金額とします。

(交換による株式の交付等)

受託者は、交換のための振替受益権の抹消の申請の手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者と協議に基づいて受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして計算されたものとします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

<訂正後>**(a) 信託の一部解約(解約請求制)**

受益者は、自己に帰属する受益権（後述の「反対者の買取請求権」に基づき受託者が買取った受益権を除きます。）について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(b) 受益権と信託財産に属する株式との交換

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換請求受付日の午後3時までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（「交換」といいます。）を請求することができます。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、午後2時とします。

上記にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、

当該交換請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における交換請求については、当該交換請求の受付けを行なうことができます。

1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して7営業日以内
3. ファンドの決算日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の4営業日前から起算して4営業日以内）
4. この信託契約を解約し信託を終了することとなる場合において、信託終了日の3営業日前から起算して4営業日以内
5. 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、交換請求の受付けを停止した場合には、受益者は当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとしします。

- ・ 交換の単位は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とし、4万口とします。

なお、対象株価指数の値上がりなどにより、基準とする口数は変更されることがあります。

- ・ 受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって、販売会社所定の方法で行なうものとしします。
- ・ 販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとしします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該抹消に係る手続きおよび交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換株式の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

- ・ 交換の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。
- ・ 販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から販売会社が独自に定める手数料および当該手

数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換請求の受付けを停止すること、およびすでに受付けた交換請求の受付けを取り消す場合があります。

また、交換請求の受付けを停止した場合には、受益者は当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

- ・交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

また、当該通知が交換の請求の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。

（交換で交付する銘柄・株数の計算）

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍（以下「単位株数」といいます。）とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

I 交換請求受付日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。

II 上記 I で求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。

III 上記 II で求めた各銘柄の株数を、単位株数の整数倍に、単位株数未満を四捨五入することにより調整します。（これを「仮交換ポートフォリオ」とします。）

IV 上記 III で求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額を計算します。

V 上記 IV で求めた仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 I で求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行ないます。

(i) 上記 III における四捨五入の結果、繰り上げた金額（「繰り上げた株数×当該銘柄の株価」をいい、以下「繰上金額」といいます。）が一番大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(ii) 新たな仮交換ポートフォリオの時価総額が上記 I で求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、III における繰上金額が次に大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(iii) 上記 (ii) を繰り返します。

VI 原則として、上記 V で求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・株数が交換で交付する銘柄・株数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換株数の合計がファンドで保有する株数を超過してしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポートフォリオから当該銘柄を1単位株数分減じる等の調整を行なう場合があります。

※交換により交付する銘柄は、必ずしも対象株価指数を構成する全ての銘柄になる訳ではありません。また、交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象株価指数を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

(交換する受益権口数の確定)

委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株式の株数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とし、店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式については最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出した価格とします。）に上記「交換で交付する銘柄・株数の計算」に基づき計算された株数を乗じて得た金額とします。

(交換による株式の交付等)

受託者は、交換のための振替受益権の抹消の申請の手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、振替受益権の抹消に係る手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。

受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者と協議に基づいて受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして計算されたものとします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(2020年4月21日から2020年10月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：円)		
	第8期 (2020年 4月20日現在)	第9期 (2020年10月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	168,454,094	137,554,572
株式	6,125,689,670	7,754,367,050
派生商品評価勘定	6,585,780	2,034,390
未収入金	3,977,500	1,338,239
未収配当金	67,505,910	55,977,436
差入委託証拠金	3,477,181	5,109,251
流動資産合計	6,375,690,135	7,956,380,938
資産合計	6,375,690,135	7,956,380,938
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	990,771
未払収益分配金	71,583,981	53,395,980
未払受託者報酬	2,063,851	1,818,879
未払委託者報酬	7,429,802	6,547,896
未払利息	186	109
その他未払費用	5,371,153	2,648,487
流動負債合計	86,448,973	65,402,122
負債合計	86,448,973	65,402,122
純資産の部		
元本等		
元本	5,713,824,471	6,238,106,718
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	575,416,691	1,652,872,098
(分配準備積立金)	157,018	404,696
元本等合計	6,289,241,162	7,890,978,816
純資産合計	6,289,241,162	7,890,978,816
負債純資産合計	6,375,690,135	7,956,380,938

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)		
	第8期 自 2019年10月21日 至 2020年 4月20日	第9期 自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日
営業収益		
受取配当金	83,830,802	64,528,508
有価証券売買等損益	△787,892,395	884,836,978

	第8期 自 2019年10月21日 至 2020年 4月20日	第9期 自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日
派生商品取引等損益	△19,757,640	24,131,867
その他収益	72,931	80,112
営業収益合計	△723,746,302	973,577,465
営業費用		
支払利息	30,292	31,692
受託者報酬	2,063,851	1,818,879
委託者報酬	7,429,802	6,547,896
その他費用	2,890,259	2,566,495
営業費用合計	12,414,204	10,964,962
営業利益又は営業損失（△）	△736,160,506	962,612,503
経常利益又は経常損失（△）	△736,160,506	962,612,503
当期純利益又は当期純損失（△）	△736,160,506	962,612,503
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,367,308,387	575,416,691
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,852,791	290,541,138
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,852,791	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	290,541,138
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	122,302,254
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	122,302,254
分配金	71,583,981	53,395,980
期末剰余金又は期末欠損金（△）	575,416,691	1,652,872,098

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2020年 4月21日から2020年10月20日までとなっております。
-------	--

(貸借対照表に関する注記)

第8期 2020年 4月20日現在	第9期 2020年10月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 444,621口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 485,418口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 14,145円	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 16,256円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2019年10月21日 至 2020年 4月20日	第9期 自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>83,873,441円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>B</td><td>251,470円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>C=A+B</td><td>84,124,911円</td></tr><tr><td>経費</td><td>D</td><td>12,383,912円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>E=C-D</td><td>71,740,999円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>F</td><td>71,583,981円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>G=E-F</td><td>157,018円</td></tr><tr><td>口数</td><td>H</td><td>444,621口</td></tr><tr><td>1口当たり分配金</td><td>I=F/H</td><td>161円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	83,873,441円	分配準備積立金	B	251,470円	配当等収益合計額	C=A+B	84,124,911円	経費	D	12,383,912円	収益分配可能額	E=C-D	71,740,999円	収益分配金	F	71,583,981円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	157,018円	口数	H	444,621口	1口当たり分配金	I=F/H	161円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>当期配当等収益額</td><td>A</td><td>64,576,928円</td></tr><tr><td>分配準備積立金</td><td>B</td><td>157,018円</td></tr><tr><td>配当等収益合計額</td><td>C=A+B</td><td>64,733,946円</td></tr><tr><td>経費</td><td>D</td><td>10,933,270円</td></tr><tr><td>収益分配可能額</td><td>E=C-D</td><td>53,800,676円</td></tr><tr><td>収益分配金</td><td>F</td><td>53,395,980円</td></tr><tr><td>次期繰越金(分配準備積立金)</td><td>G=E-F</td><td>404,696円</td></tr><tr><td>口数</td><td>H</td><td>485,418口</td></tr><tr><td>1口当たり分配金</td><td>I=F/H</td><td>110円</td></tr></table>	項目			当期配当等収益額	A	64,576,928円	分配準備積立金	B	157,018円	配当等収益合計額	C=A+B	64,733,946円	経費	D	10,933,270円	収益分配可能額	E=C-D	53,800,676円	収益分配金	F	53,395,980円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	404,696円	口数	H	485,418口	1口当たり分配金	I=F/H	110円
項目																																																													
当期配当等収益額	A	83,873,441円																																																											
分配準備積立金	B	251,470円																																																											
配当等収益合計額	C=A+B	84,124,911円																																																											
経費	D	12,383,912円																																																											
収益分配可能額	E=C-D	71,740,999円																																																											
収益分配金	F	71,583,981円																																																											
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	157,018円																																																											
口数	H	444,621口																																																											
1口当たり分配金	I=F/H	161円																																																											
項目																																																													
当期配当等収益額	A	64,576,928円																																																											
分配準備積立金	B	157,018円																																																											
配当等収益合計額	C=A+B	64,733,946円																																																											
経費	D	10,933,270円																																																											
収益分配可能額	E=C-D	53,800,676円																																																											
収益分配金	F	53,395,980円																																																											
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	404,696円																																																											
口数	H	485,418口																																																											
1口当たり分配金	I=F/H	110円																																																											
2. その他費用 その他費用のうち2,476,556円は、対象指数についての商標使用料であります。	2. その他費用 その他費用のうち2,173,469円は、対象指数についての商標使用料であります。																																																												

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2019年10月21日 至 2020年 4月20日	第9期 自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
---	---

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2020年 4月20日現在	第9期 2020年10月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自 2019年10月21日 至 2020年 4月20日	第9期 自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第8期 自 2019年10月21日 至 2020年 4月20日	第9期 自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日
期首元本額 6,214,255,262円	期首元本額 5,713,824,471円
期中追加設定元本額 0円	期中追加設定元本額 1,027,604,513円
期中一部交換元本額 500,430,791円	期中一部交換元本額 503,322,266円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第8期 自 2019年10月21日 至 2020年 4月20日	第9期 自 2020年 4月21日 至 2020年10月20日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	△663,784,050	708,720,964
合計	△663,784,050	708,720,964

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第8期(2020年 4月20日現在)				第9期(2020年10月20日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引								
株価指数先物取引								
買建	156,592,680	—	163,191,000	6,585,780	133,780,751	—	134,833,500	1,043,619
合計	156,592,680	—	163,191,000	6,585,780	133,780,751	—	134,833,500	1,043,619

（注）時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年10月20日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	大成建設	5,800	3,410.00	19,778,000	
		清水建設	16,000	743.00	11,888,000	
		長谷工コーポレーション	7,700	1,297.00	9,986,900	
		鹿島建設	13,100	1,167.00	15,287,700	
		大東建託	2,100	9,656.00	20,277,600	
		大和ハウス工業	15,300	2,839.50	43,444,350	
		積水ハウス	16,500	1,777.00	29,320,500	
		協和エクシオ	2,500	2,518.00	6,295,000	
		日清製粉グループ本社	5,300	1,606.00	8,511,800	
		寿スピリッツ	500	5,080.00	2,540,000	
		森永乳業	1,000	5,120.00	5,120,000	
		ヤクルト本社	3,400	5,160.00	17,544,000	
		明治ホールディングス	3,400	7,530.00	25,602,000	
		アサヒグループホールディングス	10,400	3,587.00	37,304,800	
		キリンホールディングス	23,800	1,927.00	45,862,600	
		サントリー食品インターナショナル	3,800	3,850.00	14,630,000	
		キッコーマン	4,100	5,250.00	21,525,000	
		味の素	13,000	2,111.50	27,449,500	
		キューピー	2,800	2,160.00	6,048,000	
		ニチレイ	2,800	2,644.00	7,403,200	
		日本たばこ産業	32,900	1,984.50	65,290,050	
		帝人	5,300	1,654.00	8,766,200	
		東レ	40,100	491.60	19,713,160	
		ゴールドウイン	700	8,280.00	5,796,000	
		クラレ	9,200	1,028.00	9,457,600	

旭化成	33,700	924.30	31,148,910	
昭和電工	4,000	1,856.00	7,424,000	
住友化学	41,100	355.00	14,590,500	
日産化学	3,300	5,510.00	18,183,000	
東ソー	7,200	1,737.00	12,506,400	
トクヤマ	1,800	2,540.00	4,572,000	
デンカ	2,300	3,230.00	7,429,000	
信越化学工業	10,600	14,290.00	151,474,000	
エア・ウォーター	4,200	1,455.00	6,111,000	
カネカ	1,300	3,000.00	3,900,000	
三菱瓦斯化学	4,700	2,003.00	9,414,100	
三井化学	5,100	2,693.00	13,734,300	
J S R	5,400	2,517.00	13,591,800	
ダイセル	7,600	779.00	5,920,400	
積水化学工業	10,600	1,725.00	18,285,000	
日本ゼオン	3,500	1,247.00	4,364,500	
アイカ工業	1,400	3,640.00	5,096,000	
トリケミカル研究所	200	13,120.00	2,624,000	
花王	14,100	7,754.00	109,331,400	
日本ペイントホールディングス	3,800	10,130.00	38,494,000	
D I C	2,100	2,635.00	5,533,500	
資生堂	11,300	6,865.00	77,574,500	
ライオン	6,400	2,149.00	13,753,600	
マンダム	1,100	1,796.00	1,975,600	
ファンケル	2,200	3,470.00	7,634,000	
コーセー	900	14,710.00	13,239,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	2,600	2,085.00	5,421,000	
小林製薬	1,500	10,350.00	15,525,000	
日東電工	4,800	7,270.00	34,896,000	
ニフコ	2,400	3,120.00	7,488,000	
ユニ・チャーム	10,600	5,079.00	53,837,400	
武田薬品工業	39,000	3,541.00	138,099,000	
アステラス製薬	52,900	1,486.50	78,635,850	
大日本住友製薬	3,900	1,218.00	4,750,200	
塩野義製薬	7,900	5,217.00	41,214,300	
日本新薬	1,300	8,330.00	10,829,000	

中外製薬	18,200	4,353.00	79,224,600	
エーザイ	7,400	8,638.00	63,921,200	
小野薬品工業	11,000	3,320.00	36,520,000	
参天製薬	10,700	2,084.00	22,298,800	
J C Rファーマ	1,900	2,718.00	5,164,200	
第一三共	50,000	2,745.00	137,250,000	
大塚ホールディングス	12,100	4,109.00	49,718,900	
出光興産	5,600	2,171.00	12,157,600	
ENEOSホールディングス	96,600	367.70	35,519,820	
横浜ゴム	2,900	1,449.00	4,202,100	
TOYO TIRE	3,200	1,673.00	5,353,600	
ブリヂストン	17,000	3,363.00	57,171,000	
住友ゴム工業	4,600	925.00	4,255,000	
A G C	5,300	3,285.00	17,410,500	
太平洋セメント	3,600	2,639.00	9,500,400	
東海カーボン	5,200	1,226.00	6,375,200	
T O T O	4,100	4,645.00	19,044,500	
日本碍子	7,400	1,501.00	11,107,400	
日本特殊陶業	4,400	1,941.00	8,540,400	
ニチアス	1,400	2,400.00	3,360,000	
神戸製鋼所	9,200	417.00	3,836,400	
ジェイ エフ イー ホールディングス	14,000	763.00	10,682,000	
日本軽金属ホールディングス	1,580	1,679.00	2,652,820	
古河電気工業	1,900	2,497.00	4,744,300	
住友電気工業	21,400	1,136.50	24,321,100	
S U M C O	7,300	1,601.00	11,687,300	
三和ホールディングス	5,400	1,212.00	6,544,800	
日本発條	4,800	647.00	3,105,600	
三浦工業	2,300	4,900.00	11,270,000	
オークマ	700	5,090.00	3,563,000	
アマダ	9,700	948.00	9,195,600	
F U J I	1,800	2,128.00	3,830,400	
オーエスジー	2,400	1,655.00	3,972,000	
DMG森精機	3,300	1,479.00	4,880,700	
ディスコ	900	28,990.00	26,091,000	

ナブテスコ	3,300	3,900.00	12,870,000	
SMC	1,800	57,870.00	104,166,000	
小松製作所	25,800	2,415.50	62,319,900	
住友重機械工業	3,200	2,349.00	7,516,800	
日立建機	3,200	3,630.00	11,616,000	
ローツェ	300	5,200.00	1,560,000	
クボタ	29,800	1,929.50	57,499,100	
ダイキン工業	6,900	19,615.00	135,343,500	
栗田工業	2,900	3,320.00	9,628,000	
ダイフク	2,800	11,230.00	31,444,000	
タダノ	2,200	863.00	1,898,600	
アマノ	1,600	2,448.00	3,916,800	
グローリー	1,400	2,241.00	3,137,400	
セガサミーホールディングス	5,200	1,307.00	6,796,400	
ジェイテクト	5,600	824.00	4,614,400	
THK	3,400	2,658.00	9,037,200	
マキタ	6,700	4,890.00	32,763,000	
コニカミノルタ	12,600	250.00	3,150,000	
ブラザー工業	6,600	1,552.00	10,243,200	
ミネベアミツミ	10,500	1,958.00	20,559,000	
三菱電機	53,100	1,361.50	72,295,650	
富士電機	3,700	3,220.00	11,914,000	
安川電機	6,500	4,090.00	26,585,000	
マブチモーター	1,300	4,255.00	5,531,500	
日本電産	12,400	10,240.00	126,976,000	
オムロン	5,800	7,840.00	45,472,000	
セイコーエプソン	8,200	1,037.00	8,503,400	
アルバック	1,100	3,960.00	4,356,000	
エレコム	500	4,855.00	2,427,500	
パナソニック	64,500	877.00	56,566,500	
シャープ	4,900	1,253.00	6,139,700	
アンリツ	4,000	2,492.00	9,968,000	
富士通ゼネラル	1,600	2,969.00	4,750,400	
TDK	3,700	12,290.00	45,473,000	
ヒロセ電機	800	14,910.00	11,928,000	
日本航空電子工業	1,400	1,516.00	2,122,400	

アズビル	3,300	4,385.00	14,470,500	
日本光電工業	2,100	3,380.00	7,098,000	
堀場製作所	1,000	5,300.00	5,300,000	
アドバンテスト	5,800	5,610.00	32,538,000	
キーエンス	4,800	49,860.00	239,328,000	
シスメックス	3,600	10,235.00	36,846,000	
レーザーテック	2,200	9,430.00	20,746,000	
スタンレー電気	3,800	3,000.00	11,400,000	
ファナック	5,900	20,835.00	122,926,500	
浜松ホトニクス	4,200	5,200.00	21,840,000	
京セラ	9,300	6,024.00	56,023,200	
太陽誘電	3,400	3,860.00	13,124,000	
村田製作所	16,400	7,268.00	119,195,200	
小糸製作所	2,600	5,130.00	13,338,000	
キヤノン	29,900	1,632.00	48,796,800	
東京エレクトロン	4,800	29,315.00	140,712,000	
トヨタ紡織	1,400	1,512.00	2,116,800	
豊田自動織機	4,400	6,700.00	29,480,000	
デンソー	13,100	4,836.00	63,351,600	
日産自動車	67,900	368.00	24,987,200	
いすゞ自動車	15,200	899.10	13,666,320	
トヨタ自動車	34,400	6,897.00	237,256,800	
日野自動車	7,700	745.00	5,736,500	
三菱自動車工業	20,000	212.00	4,240,000	
アイシン精機	4,500	3,370.00	15,165,000	
マツダ	16,700	603.00	10,070,100	
本田技研工業	45,700	2,565.00	117,220,500	
スズキ	9,800	4,635.00	45,423,000	
SUBARU	17,100	2,027.50	34,670,250	
ヤマハ発動機	7,900	1,519.00	12,000,100	
テルモ	16,700	4,005.00	66,883,500	
島津製作所	6,200	2,989.00	18,531,800	
ブイ・テクノロジー	300	4,755.00	1,426,500	
東京精密	1,100	3,645.00	4,009,500	
トプコン	2,900	1,073.00	3,111,700	
オリンパス	32,200	2,064.00	66,460,800	

HOYA	11,300	12,370.00	139,781,000	
朝日インテック	6,300	3,395.00	21,388,500	
バンダイナムコホールディングス	5,700	7,860.00	44,802,000	
ヤマハ	3,900	4,845.00	18,895,500	
ピジョン	3,300	4,925.00	16,252,500	
任天堂	3,300	57,220.00	188,826,000	
関西電力	20,400	1,000.50	20,410,200	
東北電力	12,900	962.00	12,409,800	
九州電力	11,000	929.00	10,219,000	
東武鉄道	5,800	2,980.00	17,284,000	
東急	13,000	1,238.00	16,094,000	
小田急電鉄	8,300	2,484.00	20,617,200	
東日本旅客鉄道	8,800	5,887.00	51,805,600	
西日本旅客鉄道	4,800	4,697.00	22,545,600	
東海旅客鉄道	3,800	13,900.00	52,820,000	
日本通運	2,200	5,930.00	13,046,000	
九州旅客鉄道	4,500	2,139.00	9,625,500	
S Gホールディングス	4,300	5,600.00	24,080,000	
日本航空	10,100	1,980.00	19,998,000	
ANAホールディングス	8,800	2,373.00	20,882,400	
日鉄ソリューションズ	1,000	3,145.00	3,145,000	
コーエーテクモホールディングス	1,200	5,210.00	6,252,000	
ネクソン	14,400	2,546.00	36,662,400	
ブロードリーフ	2,600	548.00	1,424,800	
ラクス	1,500	2,432.00	3,648,000	
野村総合研究所	9,800	3,135.00	30,723,000	
アルテリア・ネットワークス	800	1,797.00	1,437,600	
オービック	1,500	18,020.00	27,030,000	
Zホールディングス	63,800	770.00	49,126,000	
トレンドマイクロ	3,800	6,220.00	23,636,000	
日本オラクル	1,000	10,620.00	10,620,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	2,700	3,850.00	10,395,000	
大塚商会	3,100	5,040.00	15,624,000	
サイボウズ	600	3,515.00	2,109,000	
日本電信電話	77,700	2,204.50	171,289,650	
KDDI	47,300	2,725.00	128,892,500	

NTTドコモ	34,300	3,885.00	133,255,500	
エヌ・ティ・ティ・データ	19,400	1,312.00	25,452,800	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	2,600	6,470.00	16,822,000	
SCSK	1,500	5,760.00	8,640,000	
コナミホールディングス	2,900	4,275.00	12,397,500	
双日	26,500	233.00	6,174,500	
神戸物産	1,500	5,790.00	8,685,000	
第一興商	1,100	3,710.00	4,081,000	
日本ライフライン	1,600	1,353.00	2,164,800	
伊藤忠商事	38,400	2,602.50	99,936,000	
丸紅	45,800	587.40	26,902,920	
豊田通商	5,900	2,939.00	17,340,100	
住友商事	31,500	1,211.50	38,162,250	
三菱商事	37,900	2,471.00	93,650,900	
ミスミグループ本社	6,100	2,918.00	17,799,800	
ローソン	1,400	5,090.00	7,126,000	
エービーシー・マート	900	5,280.00	4,752,000	
くら寿司	300	6,410.00	1,923,000	
セリア	1,100	4,395.00	4,834,500	
ジンズホールディングス	300	8,220.00	2,466,000	
MonotaRO	3,700	5,900.00	21,830,000	
マツモトキヨシホールディングス	2,200	4,135.00	9,097,000	
ZOZO	5,100	3,115.00	15,886,500	
物語コーポレーション	100	11,370.00	1,137,000	
ウエルシアホールディングス	2,600	4,435.00	11,531,000	
すかいらーくホールディングス	5,800	1,534.00	8,897,200	
コスモス薬品	600	18,450.00	11,070,000	
セブン&アイ・ホールディングス	21,100	3,540.00	74,694,000	
ツルハホールディングス	1,100	14,970.00	16,467,000	
トリドールホールディングス	1,300	1,392.00	1,809,600	
クスリのアオキホールディングス	500	8,300.00	4,150,000	
スシローグローバルホールディングス	2,500	2,850.00	7,125,000	
良品計画	7,400	2,219.00	16,420,600	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	13,600	2,381.00	32,381,600	

ゼンショーホールディングス	2,600	2,429.00	6,315,400	
スギホールディングス	1,100	7,040.00	7,744,000	
日本瓦斯	900	5,060.00	4,554,000	
しまむら	600	10,910.00	6,546,000	
イオン	17,700	2,830.50	50,099,850	
イズミ	900	3,740.00	3,366,000	
ヤオコー	400	7,480.00	2,992,000	
ニトリホールディングス	2,200	22,415.00	49,313,000	
ファーストリテイリング	600	73,150.00	43,890,000	
サンドラッグ	2,100	4,120.00	8,652,000	
りそなホールディングス	62,300	351.50	21,898,450	
S B I ホールディングス	7,000	2,563.00	17,941,000	
東京センチュリー	1,100	5,570.00	6,127,000	
イオンフィナンシャルサービス	3,100	1,086.00	3,366,600	
日立キャピタル	1,400	2,327.00	3,257,800	
オリックス	39,400	1,320.50	52,027,700	
三菱UFJリース	11,300	465.00	5,254,500	
ヒューリック	8,300	1,013.00	8,407,900	
サムティ	700	1,729.00	1,210,300	
オープンハウス	2,000	3,810.00	7,620,000	
飯田グループホールディングス	4,200	2,026.00	8,509,200	
パーク24	3,200	1,567.00	5,014,400	
三井不動産	26,500	1,887.50	50,018,750	
イオンモール	2,800	1,655.00	4,634,000	
日本空港ビルデング	1,100	4,650.00	5,115,000	
ミクシィ	1,300	2,930.00	3,809,000	
パーソルホールディングス	5,300	1,815.00	9,619,500	
カカクコム	4,000	2,980.00	11,920,000	
ディップ	900	2,169.00	1,952,100	
エムスリー	9,400	7,240.00	68,056,000	
博報堂DYホールディングス	6,500	1,421.00	9,236,500	
エスプール	1,500	769.00	1,153,500	
電通グループ	6,600	3,070.00	20,262,000	
オリエンタルランド	5,600	14,900.00	83,440,000	
リゾートトラスト	2,300	1,728.00	3,974,400	
サイバーエージェント	3,000	6,790.00	20,370,000	

	楽天	24,700	1,122.00	27,713,400	
	エン・ジャパン	900	2,756.00	2,480,400	
	テクノプロ・ホールディングス	1,100	7,170.00	7,887,000	
	リクルートホールディングス	35,700	4,345.00	155,116,500	
	ジャパンエレベーターサービスホールディング	500	4,295.00	2,147,500	
	リログループ	3,400	2,689.00	9,142,600	
	エイチ・アイ・エス	900	1,651.00	1,485,900	
	カナモト	900	2,318.00	2,086,200	
	セコム	6,300	9,093.00	57,285,900	
	小計 銘柄数：283			7,754,367,050	
	組入時価比率：98.3%			100.0%	
合計				7,754,367,050	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年10月20日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

2020年11月30日現在

I 資産総額	8,809,733,059円
II 負債総額	139,397,563円
III 純資産総額（I－II）	8,670,335,496円
IV 発行済口数	485,418口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	17,862円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

＜更新後＞

(1) 資本金の額

2020年11月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

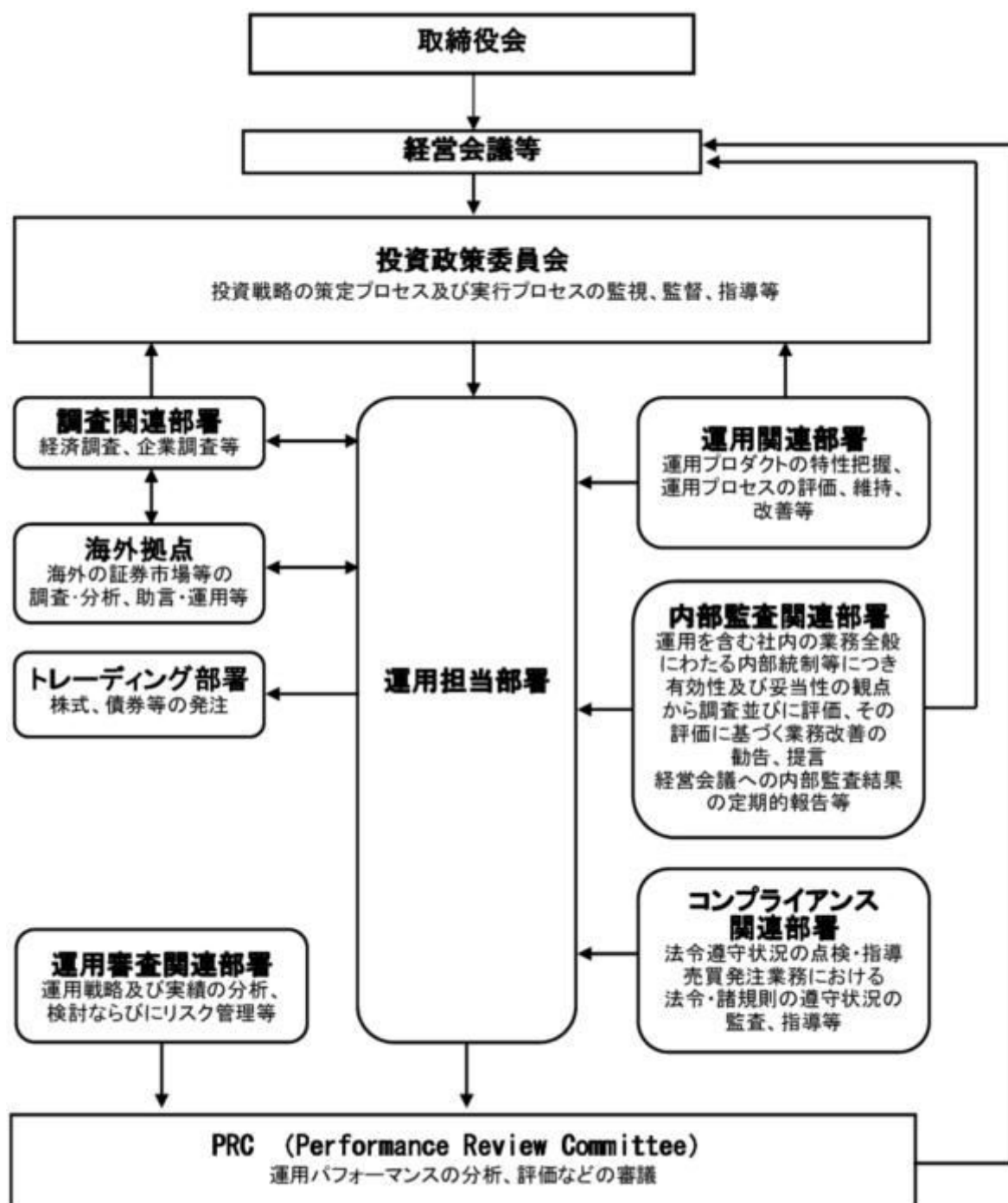
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年10月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	996	30,938,603
単位型株式投資信託	189	817,006
追加型公社債投資信託	14	5,731,753
単位型公社債投資信託	476	1,633,268
合計	1,675	39,120,629

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		1,562	2,626
金銭の信託		45,493	41,524
有価証券		19,900	24,399
前払費用		27	106
未収入金		500	522
未収委託者報酬		25,246	23,936

未収運用受託報酬			5,933		4,336
その他			269		71
貸倒引当金			△15		△14
流動資産計			98,917		97,509
固定資産					
有形固定資産			714		645
建物	※ 2	320		295	
器具備品	※ 2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	
投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		△0	
投資損失引当金		△707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	※ 1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270

資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10
純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

(2) 損益計算書

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			119,196		115,736
運用受託報酬			21,440		17,170
その他営業収益			355		340
営業収益計			140,992		133,247
営業費用					
支払手数料			42,675		39,435
広告宣伝費			1,210		1,006
公告費			0		-
調査費			30,082		26,833
調査費		5,998		5,696	
委託調査費		24,083		21,136	
委託計算費			1,311		1,342
営業雑経費			5,435		5,823
通信費		92		75	
印刷費		970		958	
協会費		86		92	
諸経費		4,286		4,696	
営業費用計			80,715		74,440
一般管理費					
給料			11,113		11,418
役員報酬		379		109	
給料・手当		7,067		7,173	
賞与		3,666		4,134	
交際費			107		86
旅費交通費			514		391
租税公課			1,048		1,029
不動産賃借料			1,223		1,227

退職給付費用			1,474		1,486
固定資産減価償却費			2,835		2,348
諸経費			10,115		10,067
一般管理費計			28,433		28,055
営業利益			31,843		30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	※ 1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	※ 3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	※ 2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		△34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
		資本剰余金	利益剰余金

	資本金	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650

当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,653	△1,653	△1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			△25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23	△23	△23
当期変動額合計	△23	△23	△1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								

4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,296百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 761百万円 器具備品 2,347 合計 3,109

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
※ 2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	※ 2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,826百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,820円

基準日 2018年3月31日

効力発生日 2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、

親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-

(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-

未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上しておりました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	20,181百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	△138
退職給付の支払額	△858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	△393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	△666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	△17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	△4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	△1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	△436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	△35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	△1,295	評価性引当額	△1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

（イ）子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 (*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入（*2）	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,882円89銭	1株当たり純資産額	16,557円31銭
1株当たり当期純利益	4,984円30銭	1株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,672百万円	損益計算書上の当期純利益	23,996百万円
普通株式に係る当期純利益	25,672百万円	普通株式に係る当期純利益	23,996百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,307
金銭の信託		40,828
有価証券		10,500
未収委託者報酬		24,249
未収運用受託報酬		4,560
その他		894
貸倒引当金		△14
流動資産計		83,326
固定資産	※ 1	
有形固定資産		2,998
無形固定資産		5,462
ソフトウェア		5,461
その他		0
投資その他の資産		15,942
投資有価証券		1,701
関係会社株式		10,171
前払年金費用		1,429
繰延税金資産		2,003
その他		636
固定資産計		24,403
資産合計		107,730

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,513
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		6,651
関係会社未払金		4,007
その他未払金	※ 2	853
未払費用		9,953
未払法人税等		1,444
賞与引当金		2,005
その他		147
流動負債計		25,063
固定負債		
退職給付引当金		3,350
時効後支払損引当金		579
資産除去債務		1,371
固定負債計		5,300
負債合計		30,364
(純資産の部)		
株主資本		77,365
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,455

利益準備金		685
その他利益剰余金		45,770
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,163
評価・換算差額等		0
その他有価証券評価差額金		0
純資産合計		77,366
負債・純資産合計		107,730

◇中間損益計算書

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,814
運用受託報酬		7,648
その他営業収益		178
営業収益計		60,641
営業費用		
支払手数料		16,811
調査費		11,994
その他営業費用		3,835
営業費用計		32,641
一般管理費	※ 1	13,883
営業利益		14,115
営業外収益	※ 2	6,145
営業外費用	※ 3	33
経常利益		20,227
特別利益	※ 4	2,228
特別損失	※ 5	445
税引前中間純利益		22,011
法人税、住民税及び事業税		5,226
法人税等調整額		739
中間純利益		16,045

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本
--	------

訂正有価証券届出書（内国役員）

	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当中間期変動額									
剰余金の配当							△23,950	△23,950	△23,950
中間純利益							16,045	16,045	16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 （純額）									
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△7,905	△7,905	△7,905
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,163	46,455	77,365

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当中間期変動額			
剰余金の配当			△23,950
中間純利益			16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△10	△10	△10
当中間期変動額合計	△10	△10	△7,915
当中間期末残高	0	0	77,366

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2020年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	648百万円

※ 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
※ 1	減価償却実施額	
	有形固定資産	180百万円
	無形固定資産	1,125百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの	
	受取配当金	4,540百万円
	金銭信託運用益	1,360百万円
※ 3	営業外費用のうち主要なもの	
	時効後支払損引当金繰入	10百万円
	為替差損	9百万円
※ 4	特別利益の内訳	
	投資有価証券等売却益	71百万円
	株式報酬受入益	26百万円
	移転補償金	2,130百万円
※ 5	特別損失の内訳	
	投資有価証券等評価損	36百万円
	固定資産除却損	2百万円
	事務所移転費用	406百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日										
1	発行済株式に関する事項											
	<table><tr><td>株式の種類</td><td>当事業年度期首</td><td>増加</td><td>減少</td><td>当中間会計期間末</td></tr><tr><td>普通株式</td><td>5,150,693株</td><td>—</td><td>—</td><td>5,150,693株</td></tr></table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末								
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株								
2	配当に関する事項											
	配当金支払額											
	2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。											
	・普通株式の配当に関する事項											
	(1) 配当金の総額	23,950百万円										
	(2) 1株当たり配当額	4,650円										
	(3) 基準日	2020年3月31日										
	(4) 効力発生日	2020年6月30日										

◇金融商品関係

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりで

す。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,307	2,307	-
(2)金銭の信託	40,828	40,828	-
(3)未収委託者報酬	24,249	24,249	-
(4)未収運用受託報酬	4,560	4,560	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,500	10,500	-
資産計	82,445	82,445	-
(6)未払金	11,513	11,513	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	0	0	-
未払手数料	6,651	6,651	-
関係会社未払金	4,007	4,007	-
その他未払金	853	853	-
(7)未払費用	9,953	9,953	-
(8)未払法人税等	1,444	1,444	-
負債計	22,911	22,911	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ます。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,701百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（5）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当中間会計期間において、非上場株式について35百万円（投資有価証券35百万円）減損処理を行っております。

◇有価証券関係

当中間会計期間末（2020年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(2020年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2020年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2020年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	10,500	10,500	-
小計	10,500	10,500	-
合計	10,500	10,500	-

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加	1,371
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,371

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1株当たり情報

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	
1株当たり純資産額	15,020円52銭
1株当たり中間純利益	3,115円15銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	16,045百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	16,045百万円
期中平均株式数	5,150千株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2020年10月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
J Pモルガン証券株式会社	73,272百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
B N Pパリバ証券株式会社	102,025百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	62,149百万円	

*2020年10月末現在

独立監査人の監査報告書

2020年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林 弘 幸

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信の2020年4月21日から2020年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信の2020年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 亀井 純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津村 健二郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 津村健二郎
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水永真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。